

平安中期の叙爵と元服前叙爵の成立

澤田 裕子

はじめに

『平安時代史事典』の「元服」の項に「元服すると実名が定められ、叙爵のことがある。」とあるように、位階は成人儀礼である元服の後に授与されるというのが一般的な理解であろう。しかし十一世紀の公卿層では、元服以前の子どもが五位に叙されるケースが少なからずみられる。たとえば長和元年（一〇一二）十二月、四人の公卿子息が相次いで元服したが、このうち三人はすでに五位の位階を有していた。

春宮大夫（所結）養子加二元服一、彼家云々。大皇太后宮大夫（公任）引入云々。皇太后宮大夫（兼實）・左宰相（兼明）中将子於二大夫家一元服、引入兩人相替為レ之云々。右宰相（兼隆）中将子元服、引入侍從（兼成）中納言云々。三人五位、依レ乞二笏・冠等一、朝服一襲・冠等各送レ之。左宰相中将子无位、依レ乞二黄衣相加送。都四具送レ之。^①

この日元服したのは、権大納言藤原齊信の養子経任（藤原懷平男）^②、権中納言源俊賢男顕基、俊賢の同母弟で参議の源経房の子、そして参議藤原兼隆男の四人である。この四人のうち経房男以外の三人は、こ

の時点ですでに五位の位階を有していた。そのため笏や冠を求められた記主道長は、五位の三人には朝服と冠を、無位の経房男に対しては黄衣を加えて、それぞれ送っている。『公卿補任』によれば、経任はこの前月に従五位下に叙されており^③、顕基も前年の十月に叙爵されていたから^④、経任も顕基も元服以前に叙爵されていたことがわかる。兼隆男については公卿に達していないため正確な叙爵年月日は不明だが、経房男以外の三人はこの時点で五位であったと記されていること、そのうち経任と顕基の二人は元服以前に叙爵されていることから、兼隆男もまた元服以前に叙爵されたと推測される。本来叙爵は元服後に行われるべきものであり、一見したところその順序が逆転した元服前叙爵は非常に不自然な制度であるように思われる。しかし十一世紀前半の公卿層では、こうした元服以前の叙爵が広く受け入れられていた。

平安貴族社会における叙爵に関する研究としては、平安前・中期の公卿層の元服と叙爵について分析した服藤早苗氏の研究がまず挙げられる。服藤氏は元服と同時に叙爵される元服同時叙爵制が十世紀前半

に撰関・太政大臣子息に対する特例として成立し、また同じ頃に大臣子息を対象として元服後の定例もしくは臨時の叙位の際に叙爵される若年叙爵制が成立した、とする。そして若年叙爵制は十世紀中葉には参議以上にまで拡大し、元服同時叙爵も十一世紀初頭にはその適用範囲が公卿層全体にまで広がった、としている。ただし服藤氏は先に挙げた長和元年のケースも元服同時叙爵の一例としており、元服前叙爵についてはほとんど言及していない⁵⁾。

元服以前の叙爵については高橋秀樹氏が、十一世紀初頭に元服以前の子どもが叙爵される制度が成立する、との指摘をしている。高橋氏はこうした元服以前の叙爵の特徴として、撰関の子弟にはみられないこと、院政期には公卿クラスだけでなくその時点で四位の人物の子息が元服以前に叙爵されるようになること、そして元服以前に叙爵された人物には公卿に至っていないケースも少なくないことなどを挙げ、早期昇進を図る元服叙爵制とは異なる意義があった可能性を示唆している。しかし高橋氏も元服前叙爵の意義についてそれ以上の言及はしておらず、貴族社会では子どもも成人と同じ位階という社会秩序の中に位置づけられていたと述べるにとどまっている⁶⁾。

十世紀末から十一世紀前半という中世的な家が成立する直前の時期にあらわれる元服前叙爵は、家が成立し家格が形成されるこの時期の社会情勢の変化を反映して成立したのではないかと考えられる。しかし従来の研究では、このような元服以前の叙爵がどのようにして成立したのか、その背景はほとんど明らかにされてこなかった。そこで本稿では、元服同時叙爵の成立する九世紀末から元服前叙爵が多くみら

れるようになる十一世紀前半までの公卿層における叙爵のあり方を服藤氏の研究を踏まえた上で再検討し、こうした元服以前の叙爵という叙爵方式がどのようにして成立したのかを明らかにしたい。

一 元服同時叙爵と若年叙爵の成立

① 基経子息の叙爵と元服同時叙爵の成立

仁和二年（八八六）正月二日、従一位関白太政大臣藤原基経の一男時平が十六歳で元服した。儀式の場とされたのは内裏の仁寿殿である。加冠役は光孝天皇が自ら務め、時平には即日正五位下が授与された⁷⁾。このときの位記には叙位の理由として「名父之子、功臣之嫡」⁸⁾と記されており、ここから時平は基経の嫡子であって父の功績により叙爵されたことがわかる。位階は本来個人の功績に対して授与されるべきものであったが、時平は自分自身ではなく父の功績によって、任官以前に正五位下という初叙位階を授与されたのである。

選叙令によれば、親王の子に与えられる蔭位階は従四位下、諸王の子は従五位下とされていた⁹⁾。また令に規定のない賜姓皇子については従四位上を初叙位階とする慣例が定着しており、その子どもである二世源氏では賜姓皇子のような明確な基準は成立しないものの従五位下が上限となっていたことが加納宏志氏により指摘されている¹⁰⁾。時平の与えられた正五位下という初叙位階は、律令に定める諸王の子の蔭位階や二世源氏の慣例的な初叙位階よりも高いものだったのである。また、十六歳という年齢での叙爵も当時としては皇親・賜姓源氏

にしかみられないような若年での叙爵であった。律令制の蔭位規定では、蔭位による叙位は二十一歳以上と定められている⁽¹¹⁾。加納氏によれば、八世紀末頃より天皇の近臣や高官の子息を中心に叙位年齢が低下する傾向がみられ、初叙位階も蔭位規定より一、二階高いものが授与されるようになる。しかしそうした蔭位規定を越える特例的な叙位であっても、与えられる位階は従五位下が上限となっていた。『公卿補任』をみても、時平の叙爵以前、任官前に十代で五位に直叙されているのはすべて皇親もしくは賜姓源氏であって、臣下の子息は一例もみられない⁽¹²⁾。そうした中で、時平は臣下の子息でありながら、十六歳という若年で皇親や賜姓源氏に相当するような高位の初叙位階を授与されたのである。

こうした年齢や初叙位階の高さもさることながら、この時平の叙爵で最も特徴的といえるのは、元服と同時の叙爵であったという点である。菊地康明氏や服藤氏が指摘するように、基経子息の叙爵以前、元服と同日の叙爵は皇親・賜姓源氏にしかみられない特例であった⁽¹³⁾。これ以前に臣下の子息が元服と同時に叙位された唯一の例として、服藤氏は桓武天皇の擁立に尽力した藤原百川の長子緒嗣のケースを挙げている。延暦七年（七八八）二月、緒嗣は殿上において桓武天皇自らの加冠により十五歳で元服、即日正六位上に叙され内舍人に任じられた⁽¹⁴⁾。加納氏や服藤氏が指摘するように、この十五歳という若年での叙位は当時としては破格の待遇であった。ただし緒嗣に与えられた位階は正六位上だから、臣下の子息で元服と同時に五位に直叙されたのは時平が初例となる。時平以前の元服同時叙爵の例として服藤氏は、

承和四年（八三七）の正道王（恒世親王男、仁明天皇猶子）と同五年の源融（嵯峨天皇男、仁明天皇猶子）のケースを挙げる。そして、同じ頃に元服した仁明天皇の実子宗康親王・時康親王・人康親王がいずれも元服後の定例叙位日に叙品されていることから、服藤氏は「九世紀中葉までは、親王・賜姓源氏といえども、元服と同時の叙品叙位は天皇の猶子という特例のみであり、慣例としては成立していなかった」と述べている。

ではなぜ、天皇の猶子のみが元服と同時に叙爵され、そうした特例的な叙爵方式が臣下である基経子息の叙爵に取り入れられたのだろうか。服藤氏が指摘するように、宗康親王ら仁明天皇の実子はいずれも元服の翌年以降の正月定例叙位日に叙品されているが、⁽¹⁵⁾正道王ら仁明天皇の猶子は元服と同時に叙爵された。天皇の猶子を実子である親王と同じように遇することが目的であれば、わざわざ元服と同時の叙爵としなくても元服後の定例叙位日に叙爵させればよいように思われる。また、正道王らの初叙位階をみると、源融は賜姓皇子の標準的な初叙位階である従四位上より高い正四位下を授与されているが⁽¹⁶⁾、正道王の方は律令の規定通り親王子息として従四位下に叙されている⁽¹⁷⁾。天皇猶子として有利に出身させたいのであれば、正道王にも蔭位規定より高い初叙位階を授与するはずである。こうしたことから、天皇猶子が元服と同時の叙爵とされた目的は単に若年で叙爵させることにより有利に出身させることだけではなかったと考えられる。正道王と源融が元服同時叙爵とされたのはおそらく、二人が天皇の猶子として優遇されるべき存在であることを内外に示すためだった

のだろう。元服儀礼は本来私的な行事だが、九世紀における親王の元服は内裏に群臣を集めて公的に催されており、正道王や源融の元服もそうした親王の元服と同様に内裏において行われたことが服藤氏により指摘されている¹⁸。そしてそうした公的な元服儀礼に引き続いて公的な行事である叙位を特定個人のためだけに行うことよって、正道王・源融が単なる二世王・賜姓皇子ではなく天皇の猶子として優遇される特別な人物であることを公示したのではないかと考えられるのである。

そのように考えると、藤原緒嗣の元服が内裏で行われ、即日叙位されたのも理解できる。桓武天皇は緒嗣の元服を内裏で公的に催し、続いて叙位・任官まで行うことで、緒嗣が功臣百川の子息として優遇されるべき存在であることを群臣に示したのである。そして基経はこれらの緒嗣や正道王、源融の先例を念頭に置いた上で、子息の元服を内裏で公的に行い即日叙爵させる、という叙爵方式を採用したのだと考えられる。先にも述べたように、時平の叙爵以前、十代で五位以上に直叙されるのは皇親・賜姓源氏に限られていた。そうした状況を突破し、正五位下という諸王の子や二世源氏より高い初叙位階を得るためには、基経の子息がそれにふさわしい特別な存在であることを周囲に公示する必要がある。それゆえに、内裏における公的な元服儀礼と即日の叙爵という方法が採られたのではないだろうか。すなわち、時平の元服同時叙爵は基経の子息が皇親・賜姓源氏に準ずるような特別な存在であることをアピールするための、天皇の権威を利用したデモンストレーションだったと考えられるのである。

寛平二年（八九〇）二月、時平の同母弟仲平が十六歳で元服し、その日のうちに正五位下に叙された。仲平の元服も内裏で行われ、加冠役は宇多天皇が務めた。これらはすべて、時平の元服・叙爵の先例を踏襲したものであったという¹⁹。寛平七年（八九五）八月には、もう一人の時平同母弟忠平が十六歳で元服すると同時に正五位下に叙され、またこの日には忠平の異母兄兼平も従五位上に叙された²⁰。兼平の初叙位階が時平よりも一階低い従五位上とされたのは、兼平が庶妻子であったためと説明される²¹。律令制では嫡子以外の子息は同母であってもすべて庶子とされた。その規定に従えば、嫡子時平の弟である仲平・忠平・兼平はみな等しく庶子となる。選叙令では庶子の蔭位階を嫡子よりも一階低く設定しており²²、庶子は嫡子よりも一段低く扱われるべき存在とされていた。しかし実際には、時平の同母弟仲平・忠平は令制上の庶子ではあるが嫡子時平と同じ正五位下の初叙位階を授与され、時平の異母弟兼平だけが一階低い従五位上を授与されている。

兼平は忠平より五歳年長で、叙爵されたときには二十一歳であった。この年齢からして、兼平の叙爵は元服と同時にではなかったと考えられる。忠平・兼平の叙爵記事は時平・仲平の元服・叙爵に関する記述に比べて非常に簡潔だが、加納氏も指摘しているように、これは史料の性格による違いだけでなく、基経子息に対する五位直叙がすでに慣例として定着していたことにもよるのだろう。兼平の叙爵が元服と同時にではなかったのも、五位直叙がすでに慣例として認められていたために、もはや元服同時叙爵というデモンストレーションを行う必要がな

かつたからだと考えられる。

延喜二十一年（九二一）正月、贈太政大臣藤原時平の三男敦忠が十六歳で元服し、同日従五位下に叙された²³。この敦忠の叙爵について、十世紀半ばに編纂された『新儀式』には「有功公卿子孫元服之日、或有^レ被^レ叙^レ位。」²⁴と記されている。また、承平二年（九三二）十一月には摂政左大臣藤原忠平の四男師尹が十三歳で元服し、同日従五位下に叙された²⁵。この二つの事例から服藤氏は「父が摂関あるいは太政大臣の場合、息子が元服と同時に叙爵される慣行が、『新儀式』成立段階での臣下の特例として成立していたように思われる。」と述べている。基経など一部の臣下の息子に対する五位直叙が慣例として定着し、群臣に対するデモンストレーションとしての役割が不要となった後、元服同時叙爵はこのように摂関・太政大臣という特別な臣下の息子を他の臣下の息子と区分するという役目を得て、十世紀以降の摂関等息子の叙爵方式へと継承されたのである。ただしこの段階では基経息子の正五位下・従五位上という初叙位階は採用されず、摂関等息子の初叙は諸王の子や一位嫡子の蔭位階と同じ従五位下とされていた。

②時平・忠平息子の叙爵と若年叙爵の成立

延喜六年（九〇六）正月七日、左大臣藤原時平の一男保忠が十五歳で従五位下に叙された²⁶。保忠の元服はこの前年の十一月に行われているから²⁷、保忠は元服直後の正月定例叙位日に叙爵されたことになる。服藤氏は元慶六年（八八二）正月七日に参議源能有（文徳天

皇男）の息子当時が十五歳で従五位下に直叙された例を挙げ、当時が若年で五位に直叙されたのは天皇の孫に対する特授であり、保忠の十代での叙爵はこの事例を受けたものとする。臣下の子である保忠が二世源氏の当時と同じように特授により若年で五位に直叙されたのは、基経息子の叙爵をとおして一部の臣下息子に対する五位直叙が慣例として定着していたためだろう。

延喜十五年（九一五）正月二十日、右大臣藤原忠平の一男実頼が十六歳で元服し²⁸、その翌日に行われた内宴に際して宇多上皇の仰せにより従五位下に叙された²⁹。また『公卿補任』より、忠平二男師輔と三男師氏も実頼と同じく十六歳で叙爵されたことが確認できる³⁰。これらの忠平息子はいずれも年爵や氏爵によらず叙爵されており、忠平も保忠と同じく特授により叙爵されたと考えられる。こうした事例から服藤氏は「大臣の息子は、元服後の恒例あるいは臨時の叙位の際叙爵される慣例が、この頃成立したとみられる。」と述べている。そしてこうした慣例が賜姓源氏や基経子孫以外にも及んでいた例として、右大臣藤原定方男朝忠のケースを挙げる。

朝忠は延長四年（九二六）正月の定例叙位日に十七歳で従五位下に叙されており³¹、保忠らと同じ十代での叙爵であった。ただし保忠をはじめとする時平・忠平男はみな任官以前に叙爵されているが、朝忠はこの二年前に左近将監に任じられており、その点が時平・忠平息子の叙爵とは異なっている。また、朝忠の叙爵は東宮（寛明親王、後の朱雀天皇）御給によるものであって、保忠らのような特授による叙爵ではない。延長八年（九三〇）には朝忠の同母弟朝成が十四歳で任

官以前に五位に直叙されているから³²⁾、保忠らのような任官以前の若年叙爵が基経子孫以外にも広まっていたという服藤氏の指摘はその通りと言えるだろう。これ以降みられるようになる公卿子息の若年叙爵でも、朝忠のように任官後に十代で叙爵されるケースは例外的であつて、公卿子息の若年叙爵では保忠や朝忠のような任官以前の叙爵が大多数となっていた。しかし、朝成の叙爵も、そしてこれ以降の公卿子息の若年叙爵も、朝忠の叙爵と同じく年爵もしくは氏爵による叙爵であつて、保忠らのような特授による叙爵ではない。

こうした年爵等による叙爵に関連して注目したいのが、時平・忠平子息の中で唯一年爵により叙爵された、時平二男顕忠のケースである。顕忠は延喜十三年(九一三)正月七日、東宮(保明親王)御給により十六歳で従五位下に叙された³³⁾。顕忠の父時平はこのときすでに亡くなつており、正一位太政大臣を追贈されていたから³⁴⁾、叙爵時点での顕忠は贈太政大臣子息であつて、その点は「有^レ功公卿子孫」として元服と同時に叙爵された時平三男敦忠と同等である。しかし顕忠は正月定例叙位日に叙爵されており、敦忠のような元服同時叙爵ではなかつたと考えられる。また、顕忠の叙爵は保忠らのような特授による叙爵ではなく、年爵によるものである。この顕忠の叙爵からは、関白太政大臣の子息でありながら庶妻子ゆえに元服同時叙爵とされなかつた基経男兼平のケースが連想される。そして顕忠も兼平と同じく、庶妻子であるがゆえに贈太政大臣子息でありながら元服と同時の叙爵とされず、特授ではなく年爵により叙爵されたのではないか、と考えられるのである。

『公卿補任』によれば顕忠の母は大納言源湛女、『尊卑分脈』は大納言源昇女とする³⁵⁾。一方、特授により若年で叙爵された保忠の母は本康親王女³⁶⁾、「有^レ功公卿子孫」として元服同時叙爵とされた敦忠の母は在原棟梁女であり³⁷⁾、いずれにしても顕忠とは異腹であつた。ところで、時平の正妻は一男保忠の母本康親王女と考えられるから、棟梁女所生の敦忠は時平の庶妻子であるように思われる。ただし敦忠の家号は父時平と同じ「本院」であり³⁸⁾、父の本宅を継承したと推測されることから、敦忠は父の本宅に同居していたと考えられる。時平が亡くなったとき敦忠はわずか四歳であつたから、おそらく母とともに父の本宅に同居しており、父の死去によりそのまま邸宅を引き継いだのだろう。『今昔物語集』によれば、敦忠の母棟梁女は元々時平のオジ国経の妻であつたが、宴会の引き出物として時平に奪われたといふ³⁹⁾。おそらく時平は保忠の母である本康親王女とは早くに死別もしくは離別しており、その後棟梁女を妻としたのだろう。そして母とともに父の本宅に同居していた敦忠は、正妻格の妻の所生子として元服と同時に叙爵されたのだと考えられる。

顕忠は贈太政大臣の子息でありながら、庶妻子であるがゆえに元服と同時に叙爵されず、特授ではなく年爵により叙爵されるなど、正妻である保忠や敦忠に比べて一等低い扱いを受けていた。ただし、顕忠と同じく庶妻子ゆえに元服同時叙爵とはされなかつた基経男兼平が叙爵されたのは正妻子よりも五年も遅い二十一歳のときだが、顕忠は敦忠と同じ十六歳で叙爵されている。庶妻子である顕忠がこのようにな若年で叙爵されることができたのは、特授の代わりに年爵によつて

叙爵されたからではないかと考えられる。顕忠の叙爵以前、年爵は昇進途上で六位から五位に叙されるために用いるものであった。『公卿補任』をみるかぎり、年爵によって五位に直叙されたのは顕忠が初めての事例となる。庶妻子であるために特授による元服同時叙爵の対象とされなかった顕忠は、それまで六位から五位への昇叙にのみ用いられていた年爵を初叙に応用することによって、他の時平・忠平子息と同じ十代での叙爵を可能としたのだろう。

顕忠の叙爵以前、若年での五位直叙は皇親や賜姓源氏、摂関をはじめとする一部の特別な臣下の子息など、特授の対象となる人物に限られていた。顕忠以外の時平・忠平子息が特授により叙爵されたのは、彼らの父である時平・忠平が摂関に準ずるような重要な臣下とみなされてきたからであろう。そうした中で庶妻子ゆえに特授による元服同時叙爵の対象とされなかった顕忠は、特授の代わりに年爵を用いることによって、他の時平・忠平子息と同様に十代での叙爵を果たした。そしてこの顕忠の叙爵以降、公卿の子息が年爵や氏爵によって任官以前に十代で五位に直叙されるケースが少なからずみられるようになる。顕忠の叙爵を先例として、特授など望むことのできない一般公卿の子息であつても、年爵や氏爵を用いることによって若年での五位直叙が可能となったのである。

二 若年叙爵の展開と元服前叙爵の成立

①十世紀後半の叙爵と元服前叙爵の成立

年爵等による若年叙爵は当初、納言クラス以上の子息のみみられるものであったが、十世紀後半に入るとその適用範囲が拡大し、その時点では四位や非参議である人物の子息が若年で叙爵されるケースさえみられるようになる。とはいえ、年爵等による若年叙爵が公卿未満の四位・五位官人の子息にまで広まったわけではない。父の極官が参議未満の場合に子息が年爵等により若年叙爵されたケースは、『公卿補任』をみるかぎり、十世紀には一例もみられない。十世紀後半に四位や非参議の子息が年爵等により任官以前に若年で叙爵されるケースは『公卿補任』に五例みられるが、いずれの場合も父は数年のうちに公卿に昇進している⁴⁰。年爵等による若年叙爵が広く行われるようになったといっても、その適用範囲は公卿および公卿にのぼることがほぼ確実な人物の子息に限られており、公卿未満の四位・五位官人の子息は従来通り任官後ある程度の期間官人として勤務した後に叙爵されるのが通例であった。

天延二年（九七四）十一月、関白太政大臣藤原兼通の庶妻子用光が元服し、同日従五位上に叙された⁴¹。次いで天元三年（九八〇）二月、関白太政大臣藤原頼忠の正妻子公任が元服と同時に正五位下に叙されている⁴²。そして寛和二年（九八六）十月には、摂政藤原兼家の養子道信（兼家異母弟為光の子）が元服し、即日従五位上に叙された⁴³。それまで摂関等子息に対する叙爵の特例は元服と同時に叙爵されるこ

とであって、基経子息を除き、与えられる初叙位階は一般の公卿子息と同じ従五位下であった。それが十世紀後半のこの時期になって、正五位下もしくは従五位上というより高い初叙位階を授与されるようになったのである。

この時期に撰関等子息の初叙位階が引き上げられたのは、年爵等による若年叙爵が広まって公卿層子息（公卿および公卿への昇進がほぼ確実な人物の子息）の多くが十代で五位に直叙されるようになったためではないかと考えられる。年爵等による若年叙爵が公卿子息の間に浸透するまでは公卿の子息であっても基本的に任官後に叙爵されていたから、元服と同時に叙爵される撰関等子息は初叙位階が従五位下であつても他の公卿層子息より有利な立場を確保することができた。しかし十世紀後半に入ると、年爵による若年叙爵が公卿層全体に広がり、公卿層子息の多くが撰関等子息と同じく十代で従五位下に叙されるようになる⁽⁴⁴⁾。その結果、元服と同時に叙爵されることのメリットが薄れ、撰関等子息が他の公卿層子息に対する優位を保つことが困難となった。そのため他の公卿層子息との差別化を意図して、撰関等子息の初叙位階が従五位下から正五位下・従五位上に引き上げられたのだろう。これ以降、撰関等子息は原則として、正妻子は正五位下、庶妻子・養子は従五位上の初叙位階を元服と同時に授与されるようになる。

正暦元年（九九〇）正月七日、非参議藤原懐平男経通が中宮（頼忠女遵子）御給により九歳で従五位下に叙された⁽⁴⁵⁾。叙爵年齢の低下は十世紀半ばよりみられる傾向ではあるが、十歳未満での叙爵は『公卿補任』をみるかぎりこれが初めての事例となる。経通の正確な元服

日は不明だが、この叙爵年齢からは元服以前の叙爵であつたことが推測され、また次の史料からもその点を裏付けることができる。

今日宰相子於^(資平)彼宅^(資平)加^(資平)首服^(資平)。昨日宰相云、左中弁経通・資平元服時、行成卿為^(資平)藏人頭^(資平)、密々下^(資平)送御冠^(資平)。⁽⁴⁶⁾

寛仁三年（一〇一九）二月、経通の同母弟である参議藤原資平の子資基（資房）が十三歳で元服した。その際資平は、自分と兄経通が元服したときには当時藏人頭であった母方イトコの藤原行成が御冠を送ってくれた、と養父実資に語っている。このエピソードより、経通が元服したのは行成が藏人頭に在任していた長徳元年（九九五）から長保三年（一〇〇一）の間であつたことがわかる。一方、経通が叙爵されたのは正暦元年（九九〇）なので、ここから経通の叙爵が元服より五年以上も前であつたことが確認できるのである。この経通のケースは、元服以前に叙爵されたことが史料上はつきりと確認できる、最初の事例であつた。叙爵年齢が低下して十代前半での叙爵が増加するのは十世紀第三・四半期から第四・四半期にかけてであり、そのこととあわせて考えると、元服前叙爵の成立は早くとも十世紀第三・四半期の後半と推定される。

②十一世紀前半の叙爵

十一世紀に入ると、撰関以外の公卿の子息でも元服と同時に叙爵されるケースがみられるようになる。寛弘四年（一〇〇七）十二月、中納言藤原公任の子息定頼が十六歳で元服し、皇太后宮（頼忠女遵子）御給により即日従五位下に叙された⁽⁴⁷⁾。寛弘八年（一〇一一）正月

には、内大臣藤原公季の養子公成（公季男実成の子）が中宮（道長女彰子）御給により元服と同日に十三歳で従五位下に叙されている⁽⁴⁸⁾。それまで摂関等子息にしか認められていなかった元服同時叙爵がそれ以外の公卿の子息にもみられるようになったのは、十世紀末に摂関等子息の初叙位階が引き上げられたことにより、元服同時叙爵を摂関等子息のみの特例としておく必要がなくなったからだろう。服藤氏は十一世紀初頭に元服同時叙爵が公卿子息にまで広まったとするが、『公卿補任』をみると十一世紀前半に任官以前に若年叙爵された四十五人のうち少なくとも十九人は元服と同日に叙爵されており、服藤氏の指摘するように元服同時叙爵が公卿層子息の間に広く浸透していたように思われる。

しかし、元服と同時に叙爵された十九人の内訳を詳しくみていくと、元服同時叙爵が公卿層全体に広まっていたわけではないように思われる。まず、十一世紀前半の元服同時叙爵十九例のうち十二例は道長・頼通の実子・養子すなわち摂関等子息のケースである⁽⁴⁹⁾。また、残りの七例のうち四例は道長孫のケースであった。長元五年（一〇三二）十一月、内大臣藤原教通二男信基と三男信長が元服し、即日従五位上・従五位下に叙された⁽⁵⁰⁾。信基の初叙位階が従五位上とされたのは祖父道長の養子となったためであり、元服と同日に叙爵されたのも同じ理由による。一方、信長の方は初叙位階こそ従五位下だが、摂関の養子ではないにもかかわらず、信基と同じく元服と同時に叙爵されている。このように摂関等子息ではない道長孫が元服と同時に叙爵されるパターンは、『公卿補任』に掲載された人物では、信長以外に能信養

子（頼宗男）能長、長家男忠家・祐家の三例が確認できる⁽⁵¹⁾。公卿に任じられる前に早世したため上の三例には含まれないが、長家男道家も元服と同時に叙爵されており⁽⁵²⁾、道長の孫は基本的に摂関等子息でなくても元服同時叙爵の対象とされていたようだ⁽⁵³⁾。

このように、十一世紀前半の元服同時叙爵十九例のうち十六例は摂関等子息と道長孫のケースであり、それ以外の公卿子息の事例はわずか三例しかない。そしてそのうちの一例は小一条院の子息源基平のケースであって、これは一世源氏に対する特授であるから⁽⁵⁴⁾、一般の公卿層子息と同列に扱うことはできない。結局、『公卿補任』に掲載された人物から摂関等子息と道長孫、一世源氏を除いた一般公卿の子息では、元服と同時に叙爵されたのは先に挙げた定頼と公成の二人だけであり、元服同時叙爵が公卿層全体にまで広まっていたとは言い難い。

元服と同時に叙爵された定頼と公成の共通点としては、二人とも姉妹が道長男の妻となっている点が挙げられる。定頼の姉妹である公任女は道長の倫子腹の二男教通と結婚しており⁽⁵⁵⁾、公成の姉妹実成女は道長の明子腹の三男能信の妻となっていた⁽⁵⁶⁾。もともと、公任女と教通の婚儀は定頼の叙爵よりも後のことなので⁽⁵⁷⁾、姻族であることが元服同時叙爵の直接の理由ではなかったようだ。しかし少なくとも、定頼・公成の父が娘を道長男と結婚させるほど道長と近い関係にあったことはうかがえる。十一世紀に入って元服同時叙爵は摂関等子息のみの特例ではなくなったが、摂関等子息以外でその対象とされたのは道長の孫や一世源氏、そして道長と特に親しい関係にある公卿

の子息など、摂関に近いごく一部のの人々に限られていた。元服同時叙爵は依然として、摂関等子息とその周辺のみ認められる特例だったのである。

それ以外の公卿層子息の叙爵で多くみられるのは、元服同時叙爵よりもむしろ元服以前の叙爵であった。『公卿補任』にみられる十一世紀前半の若年叙爵は四十五例、そこから摂関等子息・道長孫・一世源氏を除いた一般公卿子息二十六例のうち、元服以前の叙爵と確認できるケースは八例ある。それに対し、元服同時叙爵は先に挙げた定頼・公成の二例のみ、元服後の叙爵は四例、元服日が不明などの理由によりどちらとも判断できないケースが十四例となっている。元服日が判明する割合の高い十一世紀第一・四半期に限定すれば、元服前叙爵の占める割合はさらに増加する。『公卿補任』に掲載された摂関等子息以外の若年叙爵十三例のうち、元服同時叙爵は二例、元服後の叙爵は一例のみだが、元服以前の叙爵は六例と全体の半数近くを占めている。残りの四例は元服日不明のケースだが、いずれも定例もしくは臨時の叙位日での叙爵だから、元服同時叙爵ではなく元服前もしくは元服後の叙爵と考えられる⁽⁵⁸⁾。このように、十一世紀第一・四半期の一般公卿層で主流となっていた叙爵方式は、元服同時叙爵ではなく元服以前の叙爵であった。

三 元服前叙爵成立の背景

① 元服前叙爵の位置づけ

十世紀から十一世紀前半にかけての元服前叙爵は、おおよそ二つの種類に大別することができる。一つは元服直前の正月定例叙位日に特授により叙爵されるというパターンで、摂関の養子のみみられるものである。長徳元年(九九五)正月七日、故摂政太政大臣藤原兼家の養子兼隆(兼家男道兼の子)が十一歳で従五位上に叙された⁽⁵⁹⁾。寛和二年(九八六)に兼家の養子道信が元服と同時に従五位上に叙されて以来⁽⁶⁰⁾、摂関養子は庶妻子に準じて従五位上の初叙位階を授与される慣例が定着していたから⁽⁶¹⁾、従五位上という初叙位階から兼隆が摂関の養子として叙爵されたのは間違いない⁽⁶²⁾。ただし兼隆が元服したのは叙爵の翌月であり⁽⁶³⁾、元服と同時にではなく元服以前の叙爵であった。

兼隆が元服同時叙爵とされなかったのは、養父兼家が兼隆叙爵の時点ですでに亡くなっていたためではないかと考えられる⁽⁶⁴⁾。兼隆の叙爵以前に元服同時叙爵された摂関養子は二例あるが、どちらも養父の生前に叙爵されている⁽⁶⁵⁾。一方、摂政太政大臣藤原伊尹の養子行成は養父死去後の天元五年(九八二)二月二十五日に元服したが⁽⁶⁶⁾、行成の叙爵日は『尊卑分脈』によれば同年正月七日、『公卿補任』では永観二年(九八四)正月七日とされており⁽⁶⁷⁾、いずれにしても元服と同日の叙爵ではなかった。『尊卑分脈』の叙爵年月日にしたがえば、行成は元服直前の正月定例叙位日に叙爵されたことになる。また、行

成は摂関の養子でありながら特授ではなく春宮（師貞親王、後の花山天皇）御給により叙爵されている。このように、元服時点で養父が死去していた場合には、元服前叙爵や年爵による叙爵など、摂関の養子であっても元服と同時の特授による叙爵という摂関養子の典型的な叙爵とは異なる叙爵方式がみられる。行成や兼隆が叙爵された十世紀後半には、摂関の養子を実子に準じて特授により元服同時叙爵とする慣例がまだ十分に定着していなかったのかもしれない。そのため養父が死去して直接の後見を受けることができないような場合には、摂関の養子でありながら特授による元服同時叙爵とはされなかったのだろう。

また、頼通の養子源師房（具平親王男、頼通正妻隆姫弟）も元服同時叙爵ではなく元服より前に叙爵されている。幼くして父を亡くし姉隆姫とその夫頼通のもとで養育された師房は、寛仁四年（一〇二〇）正月に従四位下に叙され、同じ年の十二月に元服して源氏姓を賜った⁽⁸⁸⁾。師房の従四位下という初叙位階は摂関等子息と比べても高いものであったが、これは二世王としては標準的な蔭位階であり⁽⁸⁹⁾、関白の養子だからこのような特別高い初叙位階を与えられたわけではない。師房の場合、摂関養子として従五位上に叙されるよりも親王子息として従四位下に叙された方が有利に出身できるから、叙爵の時点では頼通の正式な養子となっていなかった可能性も考えられる。兼隆のような養父死去後の元服ではないのに師房が元服以前の叙爵とされたのはそのためだろうか。ただし、摂関等子息以外にも元服同時叙爵がみられるようになる十一世紀第一・四半期において、現

任関白の庇護下にあった師房がなぜ元服と同時の叙爵ではなく元服以前の叙爵とされたのか、その理由は不明である。

このように兼隆と師房は摂関の養子でありながら元服以前に叙爵されているが、十一世紀前半の摂関養子では師房以外すべて元服と同時に叙爵されている⁽⁹⁰⁾。おそらく、摂関の養子であってもなんらかの理由によって元服同時叙爵とされない場合にのみ、次善の策として元服直前の正月定例叙位日に叙爵されたのだろう。後述するように、元服後の叙爵は摂関等子息以外の公卿層子息で望ましいとされた叙爵方式であった。元服同時叙爵とされない場合に元服後叙爵ではなく元服前叙爵が選択されたのは、そうした一般公卿層子息の叙爵方式を避けると同時に、元服以前に叙爵されることによって元服同時叙爵と同じく元服の時点で五位の位階を有するという状態を確保しようとしたのだと考えられる。摂関等子息では養子も含めて元服同時叙爵が標準的な叙爵方式となっており、元服以前の叙爵はあくまで例外であった。

元服前叙爵のもう一つのパターンは、元服の数ヶ月から数年前に年爵によって従五位下に叙されるというものであり、こちらは摂関等子息以外の一般公卿層子息に多くみられる。前章でみたように、十一世紀第一・四半期の一般公卿層子息では、元服前叙爵が若年叙爵全体の半数ほどを占めている。基本的に元服同時叙爵される摂関等子息では元服前叙爵はあくまで例外であったが、それ以外の一般公卿層子息ではむしろ多数派となっていたのである。

十一世紀第一・四半期の年爵等による元服前叙爵の事例をみていくと、正妻子や年長の子息が多いように思われる。たとえば長和四年

(一〇一五) 十二月、権中納言経房の「当腹太郎」すなわち正妻所生の長男である実基が元服したが、実基について『小右記』が「元五位」と記していることから、実基は元服以前に叙爵されていたことがわかる⁽⁷¹⁾。一方、本稿の冒頭で紹介した長和元年のケースでは、同日に元服した四人の公卿のうち経房の子だけは元服までに叙爵されていなかった。嫡妻長子の実基より三年早く元服したこの経房男は、実基の異母兄すなわち経房の庶妻子と考えられる。経房子息の場合、正妻子は元服以前に叙爵されたが、庶妻子は元服後の叙爵とされたのである。他にも、藤原資平の一男資房は元服以前に叙爵されたがその同母弟資仲は元服後に叙爵されるなど⁽⁷²⁾、より有利に出身させたい正妻子や年長の子息を元服前叙爵とする傾向があるように思われる。こうしたことから、元服前叙爵がより有利な出身のために用いられていたことがうかがえる。

その一方で、元服同時叙爵の対象とされない一般の公卿層では元服後の叙爵の方が望ましいと考えられていたのではないかと思われる事例も存在する。道長の娘彰子が一条天皇の中宮として立后した際、その実現に尽力した藤原行成に対し、道長は行成本人のみならずその子息をも将来優遇すると約束した⁽⁷³⁾。そうして道長の後ろ盾を得て出身したはずの行成子息は、一人として元服以前には叙爵されていないのである。行成の一男実経は寛弘六年(一〇〇九)十二月に元服し⁽⁷⁴⁾、その翌年の正月定例叙位日に中宮(道長女彰子)御給により従五位下に叙された。この叙爵は道長の計らいによるものであったという⁽⁷⁵⁾。寛弘八年(一〇一一)八月には二男良経が元服し、皇太后(頼忠女遵

子)御給により即日従五位下に叙された⁽⁷⁶⁾。兄の実経が元服後の叙爵であるのに弟の良経が元服と同日に叙爵されたのは、良経が為尊親王(冷泉天皇男)の養子となっていたためだろう。三男行経は治安二年(一〇二二)十二月に元服⁽⁷⁷⁾、長兄実経と同じく翌年の正月定例叙位日に叙爵されている⁽⁷⁸⁾。元服前叙爵が公卿層子息の間で一般的となっていた十一世紀前半に、行成の子息はこのようにいずれも元服と同時にしくは元服直後の正月定例叙位日に叙爵されていた。実経の叙爵が道長の計らいであったこと、また良経の元服同時叙爵が親王の養子に対する特例であったことをあわせて考えると、元服直後の正月定例叙位日での叙爵こそ道長が行成子息を優遇したことの結果だったのではないかと考えられる。そしてこのことから、元服前叙爵よりも元服後の叙爵の方が望ましい叙爵のあり方と認識されていたのではないかと考えられるのである。

高橋秀樹氏が取り上げた『玉葉』の記事で元服前の平宗盛男が従五位下から従五位上へ加階されたことが批判されているように、十二世紀後半においても元服以前の加階は非難されるべきものであった⁽⁷⁹⁾。元服前の子息も五位に叙されることは珍しくなくても、そうして叙爵された子どもが元服以前にさらに位階を進めることは原則として認められなかったのである。したがって、どんなに早く従五位下に叙されたとしても、元服するまでは従五位上に進むことはできない。元服前叙爵は叙爵後の昇進の早さにつながるものではなかったのである。そのため、行成子息のような元服直後の正月定例叙位日での叙爵であれば、元服後間もなく五位に叙されることになり、元服の時点で五位

の位階を有する元服前叙爵との差はさほど大きなものとはならない。叙爵は本来成人儀礼である元服の後に行われるべきとする意識は、元服前叙爵が広まった当時においても依然として人々の間に存在していたのだろう。そのため元服前叙爵と元服直後の定例叙位日での叙爵との間にそれほど大きな違いが生じなければ、叙爵の本来のあり方である後者の方がより好ましいものと受け止められたのではないだろうか。

しかしそのように考えると、より有利に出身させたいはずの正妻子や年長の子息を元服前叙爵とし庶妻子や年少の子息を元服後叙爵とした、先述の経房・資平男のケースを理解することが困難となる。また、元服後の叙爵が望ましいとされたのであれば、元服前叙爵よりも元服後叙爵の方が多くなるように思われるが、実際に多くみられるのは元服前叙爵の方であった。このような一見矛盾する現象が生じた最大の原因は、撰関等子息以外の公卿層子息が原則として年爵もしくは氏爵により叙爵されていたことであつたのではないかと考えられる。

②年爵と元服前叙爵の成立

第一章でみたように、十世紀初頭に成立した年爵等による若年叙爵は十世紀後半には公卿層全体に広まり、十世紀末には公卿層子息の大半が年爵・氏爵により任官以前に若年で叙爵されるようになっていた。任官後の叙爵は四位・五位官人子息の叙爵方式であり、公卿層子息がこちらを選択すると若年叙爵に比べて叙爵が大幅に遅くなるため、他の公卿子息との差が広がってしまう。公卿層に若年叙爵が定着した十

世紀末以降、公卿層子息にとつて、任官後の叙爵はもはや現実的な選択肢ではなかった。したがって、公卿層子息が官人として出身するためには、年爵もしくは氏爵を確保して五位に叙される必要がある。しかしこの年爵の確保こそが、公卿にとつては非常に大きな問題となつてきた。

年爵とは、給主が毎年一定人数の被給者の叙位を申請し叙爵される、という制度である。また氏爵とは、特定氏族の者を氏長者の推挙により毎年一人ずつ叙爵させる、という制度である。尾上陽介氏によれば、年給の被給者は給主となんらかの関係を持っている場合が圧倒的に多く、その関係には血縁や姻戚関係などの私的なものと、院司・官司などの組織に基づくものがあつた⁽⁸⁰⁾。年爵の給主は院宮(院・女院・三后・東宮・准后)に限られていたが、十世紀から十一世紀にかけての院宮はほとんどが撰関の近親者であつたから、私的な関係に基づいて年爵の権利を得た人物の多くは撰関周辺の人々であつた。また、院司・官司は給主の身近な人物が任じられることが多いから、こちらの関係に拠つても撰関に近い人物が被給者となる確率が高い。したがつて、どちらの関係に基づいて被給者を選定するにせよ、撰関に近い人物ほど容易に年爵を確保することができる。反対に、公卿であつても撰関とさほど親しくない人物にとつて、年爵の確保は容易なことではなかつた。

また、本来は叙爵にのみ用いられていた年爵が十世紀半ばより加階にも利用されるようになり⁽⁸¹⁾、そのことも年爵の確保をより一層困難にしたと考えられる。年爵が叙爵のみに用いられるのであれば、一

人の人間が年爵を必要とするのは一生に一度きりである。しかし叙爵だけでなく加階にも用いるとなれば、一人の人間が二度三度と年爵を利用することになる。『公卿補任』をみると、年爵による加階はまず摂関の子息を中心にみられるようになり、それから他の公卿にも広まったことが確認できる。それまでは特授により叙爵されるため年爵を必要としなかった摂関等子息も、加階のために年爵を用いるようになったのである。年爵の被給者は摂関周辺に偏る傾向があったから、このように叙爵が加階にも用いられるようになって年爵の需要が増大した結果、摂関周辺の人々以外の一般公卿層では年爵の確保が一層厳しくなると考えられる。氏爵にしても、公卿の大半は摂関と同じ藤原北家の出身であり、氏爵の対象者を推挙する氏長者は摂関とほぼ一致していたから、摂関から遠い人物にとっては氏爵の権利を得るのもまた容易ではなかった。

元服同時叙爵の特例を適用されない一般公卿層の子息にとって、最も理想的な叙爵は元服直後の定例叙位日での叙爵だが、そのためには元服にあわせて年爵を確保する必要がある。しかし、年爵の被給者は摂関周辺に偏っており、一般の公卿が年爵を確保するのはただでさえ容易なことではなかった。行成子息は道長の後ろ盾により年爵を確保することができたからこそ元服直後の正月定例叙位日に叙爵されることができたのであって、摂関と親しいわけではない一般の公卿が子息の元服に合わせて年爵の権利を得るのは至難の業である。しかし十一世紀の公卿層では叙爵後の任官が通例となっていたから、元服までに叙爵されず、元服にあわせて年爵を確保することもできなかった場合、

元服した後も年爵を獲得し叙爵されるまで無官のまま過ごさねばならない⁽⁸⁾。容易には年爵を獲得できない一般公卿層にとって、たとえ元服後の叙爵が理想的な叙爵方式であるとしても、それは年爵を確保できなければ任官さえできないというリスクを抱えたものであった。それゆえ、公卿らは子息を確実に若年で出身させるために、元服以前であっても年爵を確保できた時点で子息を叙爵させる、という新たな出身パターンを生み出したのだと考えられる。

元服前叙爵の特徴として高橋秀樹氏は、摂関の子弟にはみられないこと、院政期には公卿クラスだけでなくその時点で四位の人物の子息が元服以前に叙爵されるようになること、元服以前に叙爵された人物には公卿に至っていないケースも少なくないことなどを挙げている。元服前叙爵が年爵を思うように確保できない公卿が子息を確実に出身させるための手段であったと理解すれば、こうした特徴の理由は自ずと理解できるように思われる。元服以前に叙爵されるのは、年爵の確保にあわせて元服前であっても叙爵を優先させるからである。したがって、特授により叙爵される摂関等子息や給主との関係により優先的に年爵を確保できる摂関周辺の人々は元服以前に叙爵される必要がない。また、元服前叙爵はそもそも年爵等による若年叙爵から派生したもので、その対象者は年爵等による若年叙爵と同じく公卿層子息、すなわち公卿および公卿への昇進がほぼ確実な人物の子息となる。この場合、叙爵時点での父の官職だけが判断基準とされるわけではないので、その時点で四位であってもいづれ公卿にのぼることが確実に視される人物の子息であれば、元服以前に年爵等により叙爵されるこ

とは十分考えられる。さらに、元服前叙爵は若年での出身を保障するものではあるが、その後の昇進までは保障しないから、元服以前に叙爵された人物の極官が公卿未満となることも当然あり得る。

十一世紀前半に元服前叙爵された人々をみると、小野宮流・中関白家・醍醐源氏など、かつては政治の中心にいたがその後の勢力争いなどによって権力の中枢から外れてしまった一族の出身者が多いことに気付く。たとえば『公卿補任』掲載の十一世紀第一・四半期に元服前叙爵された六人についてみると、小野宮流・中関白家・醍醐源氏がそれぞれ二人ずつとなっている⁸³。このように元服前叙爵が権力の周縁にいる人々の子息に多くみられるのは、そうした人々が元服直後の正月定例叙位日に叙爵されるよう年爵を確保することが非常に困難となっており、そのため元服と叙爵の先後にこだわることなく元服以前の叙爵を受け入れたからであろう。経房男の叙爵では正妻子が元服前叙爵、庶妻子が元服後叙爵とされ、資平男の場合は一男が元服前叙爵、二男が元服後叙爵とされた。これは子息全員を一律平等に出身させるだけの年爵を確保できなかったためだと考えられる。より有利に出身させたい子息は元服以前に優先的に叙爵させ、庶妻子や年少の子息の叙爵は後回しにされた結果、正妻子や年長の子息は元服前叙爵、庶妻子や年少の子息は元服後の叙爵となったのだろう。このように元服前叙爵は年爵を思うように確保できない公卿らが子息を確実に出身させるためのいわば窮余の策であり、だからこそ理想的な叙爵方式ではないにもかかわらず成立後半世紀も経たないうちに公卿層に広く受け入れられたのだと考えられる。

まとめにかえて

九世紀末、時平ら基経の子息は元服と同時に特授により正五位下・従五位上の初叙位階を授与された。この基経子息の叙爵のうち、特授による元服同時叙爵という部分がまず摂関等子息の叙爵方式に継承され、これ以降の摂関等子息は原則として特授により元服と同時に従五位下に叙されるようになる。それが十世紀後半になって摂関等子息以外の公卿層子息も若年で従五位下に直叙されるようになったため、摂関等子息とその他の公卿層子息との差別化を図り、摂関等子息の初叙位階が従五位下から正五位下・従五位上に引き上げられた。そうして十一世紀初頭には、元服と同時に特授により正五位下もしくは従五位上に叙される、という摂関等子息の基本的な叙爵方式が完成する。

一方、摂関等子息以外の公卿層子息では、十世紀初頭より若年で五位に直叙される事例がみられるようになる。十世紀第一・四半期、時平・忠平の子息らは元服後の定例もしくは臨時の叙位の際、特授により十代で従五位下に直叙された。そうした中で、贈太政大臣子息でありながら庶妻子ゆえに特授による元服同時叙爵の対象とされなかった時平男顕忠は、それまで六位から五位への昇叙にのみ用いられていた年爵を初叙に応用することで他の時平・忠平子息と同じ十代での叙爵を果たした。これ以降、顕忠の叙爵を先例として、特授の対象とはならないような一般の公卿層子息も年爵や氏爵により若年で五位に直叙されるようになる。十世紀後半には年爵等による若年叙爵の適用範囲がさらに拡大し、十世紀末には公卿および公卿への昇進がほぼ確実な人物

の子息はほとんどが年爵等により若年で叙爵されるようになった。その一方で、こうした若年叙爵は公卿未満の四位・五位官人子息にまでは広がらず、それらの人々はこれまで通り任官後ある程度の期間を経てから叙爵されていた。

このように十世紀末頃には、元服と同時に特授により正五位下もしくは従五位上に叙される撰関等子息、年爵等により任官以前に若年で叙爵される公卿層子息、任官後ある程度の期間官人として勤務してから叙爵される四位・五位官人子息、という父の官職や家筋に応じた出身パターンが成立していた。本来は上級貴族の子弟を指す「公達」や四位・五位官人の一般的呼称であった「諸大夫」の語が明らかに家格と関わったかたちで用いられるようになるのは十世紀末から十一世紀頃とされる⁸⁴。その前段階に当たる十世紀後半にこのような父の官職によって異なる出身パターンが成立したことも、諸大夫と公卿が異なる家筋として分立していく要因の一つだったのだろう。

十一世紀に入ると、撰関等子息以外でも年爵等によって元服と同時に叙爵される例がみられるようになる。ただしこうした撰関等子息以外の元服同時叙爵は撰関周辺のごく一部の人々に限られており、それ以外の公卿層では元服直後の正月定例叙位日での叙爵が理想とされていた。しかし、撰関と近い関係にない場合には年爵等の確保自体がそもそも容易ではなく、子息の元服にあわせて年爵を確保することはほとんど不可能であった。そのため、そうした人々は元服前であっても年爵を確保できた時点で子息を叙爵させることによって、子息を確実に若年で出身させるようになった。十一世紀前半にはこのように、

公卿層の内部でも撰関との親疎によって叙爵に差違が生じていたが、こうした父の立場による叙爵の相違がのちの家格へとつながっていくのではないかと考えられる。高橋秀樹氏によれば、鎌倉期にはいわゆる羽林家以上の貴族の場合、元服前叙爵が家の例とされていた。また近世の故実書には、清華家以下名家以上の家格の家では元服以前に叙爵される旨が記されているという。成立当初の元服前叙爵は子息を確実に出身させるためという現実的な理由により行われていたが、そのようにして成立した元服前叙爵のちに家例とされていることから、元服前叙爵成立の要因となった撰関との親疎による差違がその後の家格形成につながっていきのではないかと考えられるのである。ただしこうした問題を説明するためには、家格の成立過程や家格の成立する院政期から鎌倉期にかけての元服と叙爵の実態など、さらに多くの点を明らかにしていかなければならない。本稿では撰関期までの叙爵を分析対象とするため、ここでは元服前叙爵の成立過程を論じるとともに、家格成立と叙爵の関わりについては今後の課題としたい。

注

(1) 『御堂関白記』長和元年十二月二十五日条。

(2) この斉信養子については『大日本古記録 御堂関白記』傍注は小一条流の藤原為任男斉長とするが、『御堂関白記全註釈 長和元年』（高科書店／一九八八年）では小野宮流の藤原懐平男経任としている。『全註釈』が指摘するように、この斉信養子が経任ならばこのとき十三歳で元服に適した年齢であり、また同じ小野宮流の公任（実父懐平のイトコ）が

- 加冠役を務めていることから、この斉信養子は経任とみるのが自然であると思われる。ここでは『全註釈』にしたがい、長和元年に元服した斉信養子は経任とする。
- (3) 『公卿補任』長元八年条。
 (4) 『公卿補任』長元二年条。
 (5) 服藤早苗「元服と家の成立過程―平安貴族の元服と叙位―」(『家成立史の研究』校倉書房／一九九一年)。以下、特に記さないかぎり服藤氏の見解はすべてこの論文に拠る。
- (6) 高橋秀樹「京の子ども、鎌倉の子ども」(『鎌倉』七四／一九九四年)。以下、高橋氏の見解はすべてこの論文に拠る。
- (7) 『公卿補任』寛平二年条。
 (8) 『本朝文粹』二。
 (9) 『選叙令』35 藤原親条。
 (10) 加納宏志「九世紀における藤位制度の実態的考察」(『金城紀要』六一／一九八二年)。以下、加納氏の見解はすべてこの論文に拠る。
- (11) 『選叙令』34 授位条。
 (12) 臣下の息が無位から五位に直叙された例としては、宝龜十年(七七九)正月に無位から従五位下に叙された藤原楓麿の長子園人のケースがある(『続日本紀』宝龜十年正月癸丑条)。ただし園人はこのとき二十四歳であり、時平のような十代での五位直叙ではなかった。
- (13) 菊地康明「『吉黄記』について」(高橋隆三先生喜寿記念論集『古記録の研究』続群書類従完成会／一九七〇年)、服藤氏前掲注5 論文。
 (14) 『公卿補任』延暦十九年条。
 (15) 宗康親王は承和十年(八四三)八月十九日に元服、翌年正月七日に四品に叙された。時康親王と人康親王はともに承和十二年(八四五)二月十六日に元服、時康親王は翌年正月七日に、人康親王は嘉祥元年(八四八)の正月定例叙位日にそれぞれ四品に叙されている(いずれも『続日本後紀』による)。
- (16) 『続日本後紀』承和五年十一月辛巳条。
 (17) 『続日本後紀』承和四年八月丁巳条。
 (18) 服藤早苗「転換期における王権と元服」(『家成立史の研究』校倉書房／一九九一年)。
 (19) 『宇多天皇御記』寛平二年二月十三日条。
 (20) 『日本紀略』寛平七年八月二十一日条。
 (21) 服藤氏前掲注5 論文。
 (22) 『選叙令』38 五位以上子条。
 (23) 『日本紀略』延喜二十一年正月二十五日条。
 (24) 『新儀式』五 臨時下 殿上小舎人加元服事。
 (25) 『公卿補任』天慶八年条。
 (26) 『公卿補任』延喜十四年条。
 (27) 『日本紀略』延喜五年十一月二十八日条。
 (28) 『日本紀略』延喜十五年正月二十日条。
 (29) 『公卿補任』承平元年条、『北山抄』三 拾遺雜抄上 内宴事。
 (30) 忠平二男師輔は延長元年(九二三)九月五日、中宮穩子が忠平五条第から主殿寮へ遷御するのに伴う叙位の際、十六歳で従五位下に直叙された(『公卿補任』承平五年条)。三男師氏は延長六年(九二八)正月定例叙位日に同じく十六歳で従五位下に直叙されている(『公卿補任』天慶七年条)。
- (31) 『公卿補任』天曆六年条。
 (32) 『公卿補任』天徳二年条。
 (33) 『公卿補任』承平七年条。
 (34) 『公卿補任』延喜九年条。
 (35) 『公卿補任』承平七年条、『尊卑分脈』撰家相統孫。
 (36) 『尊卑分脈』撰家相統孫。
 (37) 『尊卑分脈』撰家相統孫は敦忠を保忠と同母もしくは在原棟梁女の所生とするが、『本朝文粹』一四所収の諷誦文から敦忠の母は在原棟梁女で

あることが確認できる。

- (38) 『尊卑分脈』撰家相統孫。
- (39) 『今昔物語集』二二一八 時平大臣取国経大納言妻語。
『公卿補任』に掲載された十世紀後半の若年叙爵のうち、叙爵の時点で父が四位や非参議であった五例の内訳は以下の通り(叙爵年月および任参議年はすべて『公卿補任』による)。
- (40) 藤原顕光：応和元年(九六一)正月、中宮(師輔女安子)御給により叙爵。このとき父兼通は従四位下でまだ公卿に至っていない。兼通の任参議は八年後の安和二年(九六九)。
- 藤原朝光：応和三年(九六三)正月、中宮(師輔女安子)御給により叙爵。このとき父兼通は従四位下でまだ公卿に至っていない。兼通の任参議は六年後の安和二年(九六九)。
- 藤原道隆：康保四年(九六七)十月、中宮(朱雀天皇女昌子内親王)御給により叙爵。このとき父兼家は従四位下でまだ公卿に至っていない。兼家の任参議は翌年の安和元年(九六八)。
- 藤原伊周：寛和元年(九八五)十一月、春宮(懷仁親王、後の一条天皇)御給により叙爵。このとき父道隆は従三位非参議。道隆が参議を経ることなく権中納言に任じられるのは翌年の寛和二年(九八六)。
- 藤原経通：正暦元年(九九〇)正月、中宮(頼忠女遵子)御給により叙爵。このとき父懷平は従三位非参議。懷平が参議に任じられるのは八年後の長徳四年(九九八)。
- (41) 『親信卿記』天延二年十一月十一日条。
- (42) 『日本紀略』天元三年条。
- (43) 『日本紀略』寛和二年十月二十一日条。
- (44) 『公卿補任』によれば、十世紀第三・四半期に叙爵された撰関等子息を除く公卿層子息十五人のうち、年爵等により任官以前に叙爵されたのは三分の二の十人であったが、第四・四半期には十八人中十五人と公卿層子息の大半が任官以前に若年で叙爵されるようになっていた。
- (45) 『公卿補任』寛仁三年条。
- (46) 『小右記』寛仁三年二月十六日条。
- (47) 『御堂関白記』寛弘四年十二月二十五日条、『公卿補任』寛仁四年条。
- (48) 『権記』寛弘八年正月二十日条、『公卿補任』万寿三年条。
- (49) この十二例の内訳は以下のとおり。
道長実子：頼通・頼宗・教通・能信・長家／道長養子：兼経(道長異母兄道綱の子)・兼頼(頼宗男)・信基(教通男)／頼通実子：通房／頼通養子：信家(教通男)・俊家(頼宗男)・源俊房(養子師房の子)なお、ここでは十一世紀前半の撰関等子息を対象とするため、天喜元年(一〇五三)に元服と同時に叙爵された頼通実子師実は含まない。また、頼通の養子源師房は後述するように元服と同時にではなく元服以前に叙爵されているが、これは十一世紀前半において撰関等子息が元服と同時に叙爵されない唯一の事例であった。
- (50) 『小右記』長元五年十一月二十六日条。
能長は長元五年(一〇三二)三月、上東門院(道長女彰子)御給により元服と同時に従五位下に叙された(『公卿補任』長久四年条)。忠家は寛徳元年(一〇四四)十二月、能長と同じく上東門院御給により元服と同時に叙爵されている(『公卿補任』永承五年条。祐家は永承元年(一〇四六)十二月、祐子内親王(後朱雀天皇女)御給により元服と同時に従五位下に叙された(『公卿補任』永承七年条)。
- (51) 『春記』長暦二年十二月二日条。
- (52) 『尊卑分脈』掲載の道長孫で元服と同時に叙爵と確認できないのは、公卿に到達していないため叙爵日が不明の頼宗男基貞、正月定例叙位日の叙爵であり元服同時叙爵ではないと考えられる頼宗男能季の二人のみで、それ以外は全員元服と同時に叙爵されていたことが『公卿補任』などから確認できる(注49・51・52参照)。
- (53) 『公卿補任』永承元年条。
- (54) 『大鏡』頼忠伝等。
- (55) 『公卿補任』永承元年条。

(56) 『大鏡』公季伝等。

(57) 公任女と教通の婚儀は定頼の叙爵から五年後の長和元年（一〇二二）に行われた（『小右記』長和元年四月二十七日条）。

(58) 十一世紀第一・四半期に叙爵された一般公卿子息の若年叙爵十三例の内訳は以下のとおり。

『元服同時叙爵』先に挙げた定頼・公成の二例。

『元服後の叙爵』以下の一例のみ。

・藤原行経（行成男）：治安二年（一〇二二）十二月二十一日元服（『左経記』同日条）、翌三年の正月定例叙位日に叙爵（『公卿補任』寛徳二年条）。

『元服前叙爵』以下の六例。

・藤原道雅（伊周男）：寛弘元年（一〇〇四）正月七日叙爵（『御堂関白記』同月六日条）、寛弘二年（一〇〇五）正月四日元服（『小右記』同日条）。

・源顕基（俊賢男）：寛弘八年（一〇二一）十月十六日叙爵（『公卿補任』長元二年条）、長和元年（一〇二二）十二月二十五日元服（『御堂関白記』同日条）。

・藤原経任（懐平男、斉信養子）：長和元年（一〇二二）十一月二十一日叙爵（『公卿補任』長元八年条）、同年十二月二十五日元服（『御堂関白記』同日条）。

・源隆国（俊賢男）：長和三年（一〇一四）十二月十六日叙爵（『公卿補任』長元七年条）、長和四年（一〇一五）正月十三日元服（『御堂関白記』同日条）。

・藤原資房（資平男、実資養子）：長和四年（一〇一五）正月五日叙爵（『公卿補任』長久三年条）、寛仁三年（一〇一九）二月十六日元服（『小右記』同日条）。

・藤原経輔（隆家男）：寛仁二年（一〇一八）四月七日叙爵（『公卿補任』長暦三年条）、同年十二月六日元服（『御堂関白記』『小右記』同日条）。

『元服日不明』以下の四例。

・源朝任（時中男）：長保五年（一〇〇三）正月七日叙爵（『公卿補任』治安三年条）。朝任はこのとき十五歳なので、元服前後の正月定例叙位日での叙爵と考えられる。『権記』長保三年十二月十九日条に時中男の元服記事があり、この時中男が朝任であれば元服以前の叙爵となるが、時中には子息が多く、このとき元服した時中男がどの子息に該当するのか特定することができない。

・藤原師経（登朝男）：長和元年（一〇二二）十一月二十一日、大嘗祭に伴う叙位の際に叙爵（『公卿補任』寛徳二年条）。『公卿補任』の年齢が正しければ四歳での叙爵であり元服以前の叙爵と考えられるが、五歳以下での叙爵は十一世紀前半には他にみられず不審。『公卿補任』の年齢が誤っている可能性もあるが、他の史料から年齢を確定することができない。

・藤原良頼（隆家男）：長和四年（一〇一五）正月五日叙爵（『公卿補任』長元九年条）。良頼はこのとき十四歳であり、元服前後の正月定例叙位日での叙爵と考えられる。

・藤原師成（通任男）：治安元年（一〇二二）正月七日叙爵（『公卿補任』康平六年条）。師成はこのとき十三歳であり、元服前後の正月定例叙位日での叙爵と考えられる。

『公卿補任』長保四年条。

(59) 注43参照。

(60) 十一世紀前半に元服と同時に叙爵された撰関養子六人（統柄等は注参照）のうち、『公卿補任』より兼経・信基・俊家・源俊房は従五位上の初叙であったことが確認できる。

(61) 兼頼は『公卿補任』長元四年条では正五位下の初叙とされるが、『左経記』万寿三年十月十九日条には従五位上とある。『公卿補任』によると兼頼は正五位上に叙されており、この位階は当時ほとんど叙されることがなかった位階なので、『公卿補任』の正五位下・正五位上はおそらく従

五位上・正五位下の誤りであって、兼頼の初叙は摂関養子として標準的な従五位上であったと考えられる。

残る一人の信家も『公卿補任』の初叙位階は正五位下だが（『公卿補任』長元六年条）、こちらは『日本紀略』でも正五位下とされており（『日本紀略』長元三年二月十一日条）、『公卿補任』の誤記とは考えにくい。頼通の庶妻子通房・師実の初叙位階も庶妻子でありながら正五位下とされたが（『公卿補任』長暦元年条、同天喜三年条）、これは正妻子のいなかった頼通の後継者とみなされたためと考えられる。このことから、正五位下は摂関の後継者に与えられる初叙位階であって、正妻子のいない頼通の場合、養子信家も庶妻子とともに頼通の後継者とみなされ正五位下の初叙とされたのではないかと考えられる。

- (62) 『公卿補任』長保四年条には兼隆の叙爵について「贈太政大臣息。仍所叙也。」との記述があるが、兼隆の実父道兼が太政大臣を追贈されたのは兼隆の叙爵より後の長徳元年五月のことであり（『公卿補任』長徳元年条）、養父兼家は生前に太政大臣に任じられているから（『公卿補任』永祚元年条）、兼隆が「贈太政大臣息」として叙爵されることはありえない。『公卿補任』のこの記述はなんらかの誤記であり、従五位上という初叙位階から兼隆は摂政太政大臣であった兼家の養子として叙爵されたと考えられる。

- (63) 『小右記』長徳元年二月十七日条。
兼隆養父兼家は兼隆叙爵の五年前、正暦元年（九九〇）に死去している（『公卿補任』正暦元年条）。

- (64) 兼隆以前に元服同時叙爵された摂関養子は以下の二例。
・藤原実資（齊敏男、実頼養子）：安和二年（九六九）二月に十三歳で元服と同日に従五位下に叙されている（『公卿補任』永祚元年条）。確認できる限り、これは摂関の養子が元服と同時に叙爵される最も早い例となる。

・藤原道信：既出（本文および注43参照）。

- (66) 『小右記』天元五年二月二十五日条。
なお、行成養父伊尹は行成が生まれた天禄三年（九七二）に亡くなっている。

- (67) 『尊卑分脈』伊尹公孫、『公卿補任』長保三年条。

- (68) 『公卿補任』万寿元年条。

- (69) 『選叙令』35蔭皇親条。

- (70) 注49・61参照。

- (71) 『小右記』長和四年十二月二十六日条。

- (72) 資平一男資房は長和四年（一〇一五）正月五日に九歳で従五位下に叙され（『公卿補任』長久三年条）、寛仁三年（一〇一九）二月十六日に元服した（『小右記』同日条）。二男資仲は長元五年（一〇三二）十一月二十六日に元服（『小右記』同日条）、翌年の正月五日に叙爵されている（『公卿補任』治暦四年条）。

- (73) 『権記』長保元年十二月七日条。

- (74) 『権記』寛弘六年十二月十四日条。

- (75) 『権記』寛弘七年正月五日条。

- (76) 『権記』寛弘八年八月二十三日条。

- (77) 『左経記』治安二年十二月二十一日条。

- (78) 『公卿補任』寛徳二年条。

行経の叙爵について『公卿補任』には年爵による叙爵である旨の記述がないが、兄二人が年爵により叙爵されており特授による叙爵とも考えにくいから、行経もまた年爵により叙爵されたと考えられる。

- (79) 『玉葉』承安三年正月六日条。

- (80) 尾上陽介「年爵制度の変遷とその本質」〔『東京大学史料編纂所研究紀要』四／一九九三年〕。

- (81) 尾上氏前掲注80論文。

- (82) たとえば藤原実資養子経季（実資オイ経通の子）は万寿二年（一〇二五）十一月に十六歳で元服したが（『小右記』万寿二年十一月二十五日条）、

その翌々年の正月定例叙位日に春宮（敦良親王、後の後朱雀天皇）御給により従五位下に叙されるまでいずれの官職にも就いていない（『公卿補任』永承二年条）。

(83)

『公卿補任』掲載の若年叙爵のうち十一世紀第一・四半期に元服前叙爵された六人の出身は以下のとおり（統柄などは注58参照）。

小野宮流：資房・経任／中関白家：道雅・経輔／醍醐源氏：顕基・隆国
なお、血縁的には小野宮流に属する経任は九条流の斉信の養子となっているが、斉信は師輔男為光の子で師輔男兼家を父に持つ道長とは系統を異にしており、九条流といっても傍流の出身であった。

(84)

玉井力「院政」支配と貴族官人層」（『平安時代の貴族と天皇』岩波書店／二〇〇〇年）。